

Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 24 年度の実施状況等  
〔政府全体の状況〕



# 1 各行政機関が行う政策評価（概要）

## (1) 政策評価に関する計画

### ア 計画期間

法の規定
行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、基本計画を定め（法第6条第1項）、また、1年ごとに、実施計画を定めなければならないとされている（法第7条第1項）。

状況
<p>〔「基本計画等の計画期間」のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の計画期間について、各行政機関のうち、3年としている機関が6機関、5年としている機関が11機関、その他3機関となっている。</li> <li>実施計画の計画期間について、平成24年度は18行政機関が会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（表5）</p>

表5 基本計画等の計画期間

計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
3年	内閣府					←→				
	国家公安委員会・警察庁					←→				
	公正取引委員会					←→				
	公害等調整委員会					←→				
	法務省					←→				
	経済産業省					←→				
5年	宮内庁					←→				
	金融庁					←→				
	総務省					←→				
	外務省					←→				
	財務省					←→				
	文部科学省					←→				
	厚生労働省					←→				
	農林水産省					←→				
	国土交通省					←→				
	環境省					←→				
	防衛省					←→				
その他	消費者庁					←→				
	復興庁					←→				
	原子力規制委員会					←→				

- (注) 1 平成 24 年度の政策評価に係る直近の計画についての計画期間を表す。  
 2  は基本計画の計画期間、 $\longleftrightarrow$  は実施計画の計画期間を表す。  
 3 消費者庁は、平成 21 年 9 月 1 日に、復興庁は、平成 24 年 2 月 10 日に、原子力規制委員会は、平成 24 年 9 月 19 日に設置されたため、上記のような基本計画の期間となっている。なお、原子力規制委員会では、平成 24 年度の実施計画は作成していない。  
 4 農林水産省は、実施計画の計画期間を計画策定日（平成 24 年 4 月 19 日）以降としているため、上記のような計画期間となっている。

## イ 政策評価の対象とする政策及び評価方式

<b>法の規定</b>
行政機関の長は、基本計画において、政策評価の対象とする政策、評価方式等政策評価の実施に関する基本的な考え方について定め（法第 6 条第 2 項）、また、実施計画において、計画期間内に事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を定めることとされている（法第 7 条第 2 項）。

<b>状況</b>
各行政機関の基本計画及び実施計画を基に、政策評価の対象とする政策及び評価方式を事前評価及び事後評価別に概括すると、表 6 及び表 7 のとおりである。
<b>〔「事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要」のポイント〕</b>
事前評価については、法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられている政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）があるが、基本計画において、それら以外についても実施するよう定めている行政機関は、20 機関のうち 12 機関となっている。また、事前評価の評価方式としては、事業評価方式が中心となっている。

表 6 事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要

行政機関名	評価対象政策 〔法第 9 条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	—	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める）	総合評価方式又は事業評価方式
国家公安委員会・警察庁	—	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業</li> <li>・ 義務付けられているものに準じるもので、社会的影響の大きい政策</li> </ul>	事業評価方式
消費者庁	—	事業評価方式
復興庁	—	事業評価方式
総務省	事前の検証が必要と認められる政策	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	事業評価方式*
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるもの	事業評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
外務省	実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置（特定行政目的の実現のために税負担の軽減・繰り延べを行うものに限る。）に係る政策（実施に努める）	総合評価方式、事業評価方式*
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める）	事業評価方式
文部科学省	法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置以外の税制及び財政投融资（必要に応じ実施）	事業評価方式
厚生労働省	—	事業評価方式
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度</li> <li>基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策</li> </ul>	事業評価方式
経済産業省	—	事業評価方式
国土交通省	新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。）	政策アセスメント（事業評価方式）
	公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業	公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）
	重点的に推進する研究開発課題等	研究開発課題の事前評価（事業評価方式）
環境省	法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策（実施に努める）	事業評価方式*
原子力規制委員会	—	事業評価方式*
防衛省	新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合等	事業評価方式

- (注) 1 各行政機関の基本計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」参照。
- 2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「\*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

## 状 況

### 〔「事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要」のポイント〕

- 事後評価の方式について、各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式を用いており、事業、施策、政策などの評価を実施する単位を設定している。

各行政機関が策定している実施計画（後記Ⅳ「各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」）においては、実績評価方式を用いている機関が16機関、次いで事業評価方式を用いている機関が10機関、総合評価方式を用いている機関が5機関となっており、実績評価方式が最も多く用いられている。

- 「未了」（法第7条第2項第2号ロ）については3機関、「その他の政策」（法第7条第2項第3号）については3機関が、実施計画等において、対象政策を明記している。

〔注〕 行政機関が行う政策の評価に関する法律（抄）

（事後評価の実施計画）

第7条

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第2項第6号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて5年以上10年以内において政令で定める期間（5年）を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に5年以上10年以内において政令で定める期間を加えた期間（10年）が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

三 前2号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

表7 事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要

行政機関名	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)		未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式			
内閣府	—	21 政策	—	—	—
宮内庁	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	7 施策	—	—	—
国家公安委員会・警察庁	7 規制	7 基本目標、29 業績目標	—	—	—
金融庁	・過去に事前評価を実施し平成24年度に効果が発現する予定の事業[全事業] ・政策評価の実施が義務付けられている法人税等関係の租税特別措置等(特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等	20 施策	—	—	—
消費者庁	—	12 施策	—	—	—
復興庁	—	—	—	—	—
総務省	・法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であつて、事後の検証が必要と認められるもの ・国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置のうち法人税等に係るもの	20 政策 [ 3 (外数) ]	—	—	—
公害等調整委員会	—	2 政策 (4 目標)	—	—	—
法務省	3 施策	15 施策 [ 1 (外数) ]	—	—	—
外務省	—	—	—	政府開発援助 17 案件	—
財務省	租税特別措置等に係る政策のうち、基本方針等により評価を行うこととされた法人税等に係るもの	6 総合目標、25 政策目標	—	—	—
文部科学省	・研究開発課題：新規あるいは拡充を予定しており、法施行令第3条第1号及び第2号に掲げられた事業 ・租税特別措置、財政投融資：新設等を予定している租税特別措置のうち、法人税等に係るもの。また、新設等を予定している財政投融資の対象事業のうち、社会的影響が大きいと想定される事業 ・規制：平成24年度中に新設又は改廃される法律又は政令に基づく規制	政策体系の実現に向けて平成23年度に取り組んだ全ての施策  実績評価及び事業評価等で明らかになった個別の政策課題(必要に応じて実施)	—	—	実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める

厚生労働省	15 事業 [ 3 (外数) ]	21 施策目標	—	—	公共事業 (評価実施要領で規定)	・ 施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの ・ 指標のモニタリング結果等により評価の必要が生じた政策等
農林水産省	公共事業 (64 地区及び 66 事業)、 2 研究課題 8 政策 (租税特別措置等)	16 政策分野 [ 2 (外数) ] 5 政策	1 課題	—	公共事業 (15 地区及び 5 事業)	—
経済産業省	—	—	—	—	—	—
国土交通省	243 公共事業 (再評価) 67 公共事業 (完了後の事後評価) 2 研究開発課題 (中間評価) 68 研究開発課題 (終了時評価)	13 の政策目標に係る政策	12 テーマ	—	—	—
環境省	—	5 施策に含まれる 21 目標	—	—	—	モニタリング評価を行う 5 施策に含まれる 23 目標のうち、目標期間終了時点の総括欄へ記入すべき内容があるもの等
原子力規制委員会	—	—	—	—	—	—
防衛省	5 項目 (中間段階の事業評価) 20 項目 (事後の事業評価)	1 項目 [ 1 (内数) ]	—	—	—	—
計	10 機関	16 機関	5 機関	0 機関	3 機関	3 機関

(注) 1 本表は、後記Ⅳ「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」の各行政機関の政策評価に関する計画の策定状況における実施計画の主な規定内容を基に作成した。なお、詳細は、後記Ⅳ「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

2 [ ]は、成果重視事業を表す。成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。

3 復興庁は、実施計画期間内の評価対象政策に係る事後評価を平成 25 年度に実施する予定である。

4 経済産業省の実施計画では評価方式を明示していないが、基本計画において政策評価の実施に当たっては実績評価を基本とする旨記載されている。

5 原子力規制委員会は、平成 24 年度の実施計画を作成しておらず、同年度に実施した政策については、平成 25 年度実施計画に基づき評価を行う予定である。



## ウ その他の事項についての方針

### (7) 政策評価の結果の政策への反映

#### 状 況

#### ○ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項 (法第6条第2項第8号)

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。

### (イ) 政策評価に関する透明性の確保

#### 状 況

#### ○ インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項 (法第6条第2項第9号)

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。

#### ○ その他政策評価の実施に関し必要な事項 (法第6条第2項第11号)

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

## (2) 政策評価の実施状況

### ア 評価実施件数

#### [「政策評価の実施状況（評価実施件数）」のポイント]

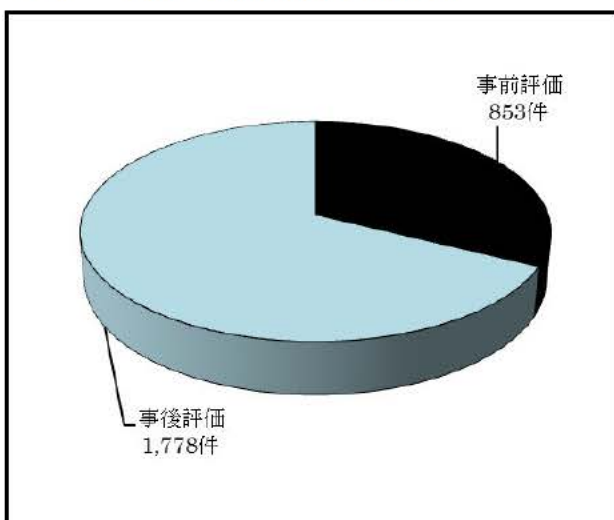
- ・ 各行政機関の政策評価の総実施件数は2,631件である（平成23年度2,748件）。
- ・ 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、事前評価が853件、事後評価が1,778件となっている。
- ・ 評価実施件数が最も多いのは、国土交通省（870件）、次いで厚生労働省（738件）、農林水産省（508件）の順となっており、これらの3機関（2,116件）で全体の約80%を占める。

\* これらの3機関の評価実施件数が多い理由としては、所管している公共事業、研究開発課題の評価の件数が多いことが挙げられる（表9参照）。

(図4、表8)

図4 政策評価の実施状況

(ア) 事前・事後別評価実施件数



(イ) 行政機関別評価実施件数

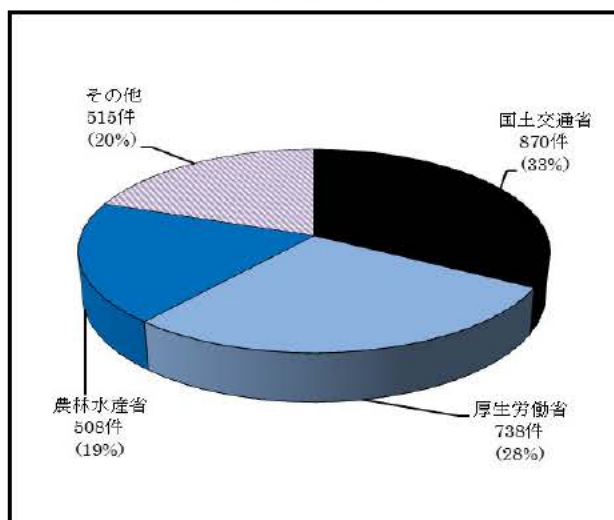


表8 政策評価の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価	事後評価（法第7条第2項）				計
		実施計画期間内の評価対象政策（第1号）	未着手（第2号イ）	未了（第2号ロ）	左記以外のもの（第3号）	
内閣府	17	21	21	0	0	38
宮内庁	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	2	7	7	0	0	9
国家公安委員会・警察庁	6	36	36	0	0	42
金融庁	15	27	27	0	0	42
消費者庁	3	12	12	0	0	15
復興庁	6	0	0	0	0	6
総務省	15	23	23	0	0	38
公害等調整委員会	0	4	4	0	0	4
法務省	4	15	15	0	0	19
外務省	65	31	20	2	9	96
財務省	0	32	32	0	0	32
文部科学省	12	23	23	0	0	35
厚生労働省	91	647	39	0	20	738
農林水産省	131	377	273	0	103	508
経済産業省	41	6	6	0	0	47
国土交通省	415	455	455	0	0	870
環境省	13	35	21	0	0	48
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0
防衛省	17	27	27	0	0	44
計	853	1,778	1,041	2	132	2,631

（注）規制に係る政策を対象とした事前評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。

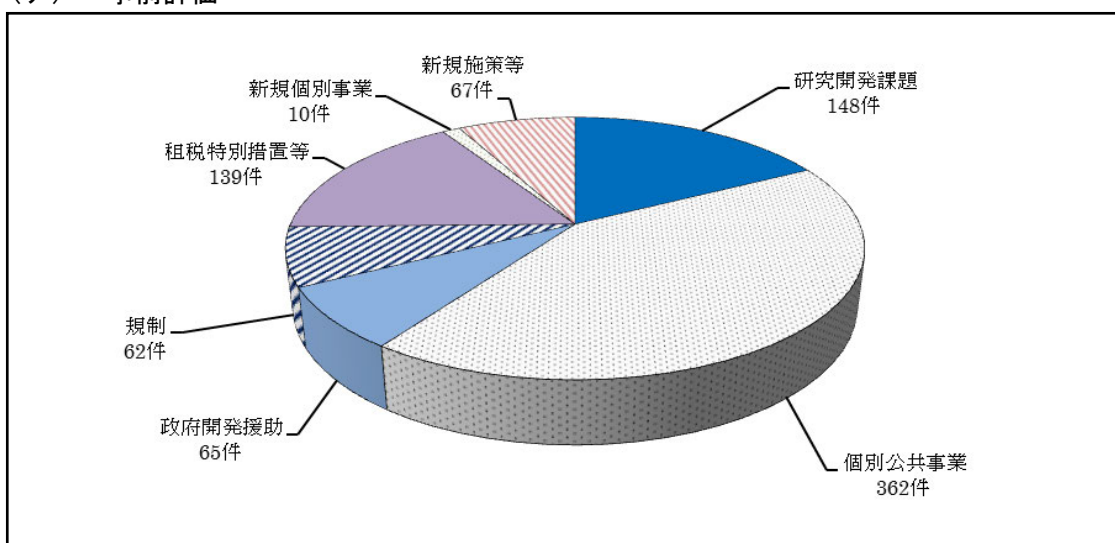
〔「政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）」のポイント〕

- ・ 政策評価の対象政策別の実施状況をみると、事前評価については、公共事業を対象としたものが最も多く362件、次いで研究開発課題を対象としたものが148件、租税特別措置等を対象としたものが139件の順となっている。なお、事前評価853件のうち、特定5分野の政策を対象としたものは776件である。
- ・ 事後評価については、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象としたものが最も多く929件、次いで未着手・未了の事業等（公共事業、政府開発援助等）を対象としたものが454件となっている。なお、事後評価のうち、目標管理型の政策評価の実施件数は、317件である。

（図5、表9）

図5 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

（ア） 事前評価



（イ） 事後評価

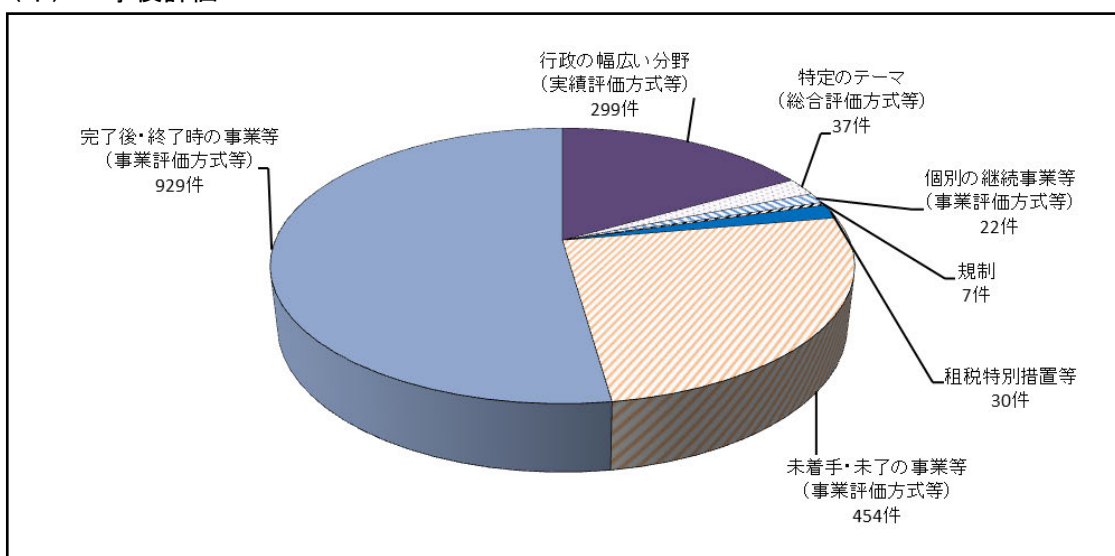


表9 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価					事後評価					小計	合計		
	研究開発課題を対象	公共事業（官庁業務等を含む。）を対象	政府開発援助を対象	規制を対象	左記以外の新規事業を対象	新規施策等	小計	行政の幅を広げるための対象	特定の一対象の継続事業等	個別の継続事業等			規制の対象	租税特別措置等を対象
内閣府	0	0	0	0	17	0	17	20<20>	0	1	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	0	0	0	2	0	0	2	7<7>	0	0	0	0	0	
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	6	0	0	6	29<29>	0	0	7	0	0	
金融庁	0	0	0	6	8	1	15	24<24>	0	1	0	1	1	
消費者庁	0	0	0	3	0	0	3	12<12>	0	0	0	0	0	
復興庁	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	
総務省	4	0	0	3	8	0	15	20<20>	0	0	0	0	3	
公営等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	4<4>	0	0	0	0	0	
法務省	0	0	0	0	4	0	4	7<7>	2	1	0	0	5	
外務省	0	0	65	0	0	0	65	0	20<20>	0	0	0	0	
財務省	0	0	0	0	0	0	0	31<31>	0	0	0	1	0	
文部科学省	7	0	0	0	5	0	12	23<23>	0	0	0	0	0	
厚生労働省	28	34	0	11	18	0	91	21<21>	6	14	0	1	28	
農林水産省	8	108	0	1	14	0	131	17<16>	0	0	0	22	152	
経済産業省	0	3	0	4	29	0	41	5<5>	0	0	0	0	1	
国土交通省	89	217	0	21	26	0	415	44<44>	8	0	0	0	262	
環境省	0	0	0	5	8	0	13	34<34>	0	0	0	1	0	
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
防衛省	12	0	0	0	0	5	17	1	1	5	0	4	0	
計	148	362	65	62	139	10	853	299<297>	37<20>	22	7	30	454	
							776						929	
													1,778<317>	
													2,631<317>	

(注) 1 「研究開発課題を対象」欄、「公共事業（官庁業務等を含む。）を対象」欄、「政府開発援助を対象」欄、「規制を対象」欄、「租税特別措置等を対象」欄には、法第9条の規定により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価しているものが含まれる。  
 2 「未着手・未了の事業等（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価（事業評価方式等）」欄には、法第7条第2項第2号の規定により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価しているものが含まれる。  
 3 表中の<>内は、目標管理型の政策評価の実施件数（内数）である。目標管理型の政策評価については、前記Ⅱ-1「目標管理型の政策評価に係る実施状況等」（13ページ）参照。

〔「政策評価の方式及び対象とした政策」のポイント〕

各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式を設定し、及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を設定し、政策評価を行っている。

(表 10)

表10 政策評価の方式及び対象とした政策

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
内閣府	事業評価方式：17租税特別措置等	実績評価方式：20政策 [20] 事業評価方式：1事業
宮内庁	—	—
公正取引委員会	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る2政策	実績評価方式：7施策 [7]
国家公安委員会・ 警察庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る6政策	実績評価方式：29業績目標 [29] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る7政策
金融庁	事業評価方式：1新規事業 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る6政策 事業評価方式：8租税特別措置等	実績評価方式：24施策 [24] 事業評価方式：2事業 事業評価方式：1租税特別措置等
消費者庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る3政策	実績評価方式：12施策 [12]
復興庁	事業評価方式：6租税特別措置等	—
総務省	事業評価方式：4研究開発課題 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る3政策 事業評価方式：8租税特別措置等	事業評価方式：3政策 実績評価方式：20政策 [20]
公害等調整委員会	—	実績評価方式：4目標 [4]
法務省	事業評価方式：2施設整備 事業評価方式：2調査研究	実績評価方式：7施策 [7] 実績評価方式：1成果重視事業 総合評価方式：2施策 事業評価方式：4施策 事業評価方式：1一般財団法人関連事業
外務省	総合評価方式：65政府開発援助	総合評価方式：20施策 [20] 総合評価方式：11政府開発援助
財務省	—	実績評価方式：6総合目標 [6] 25政策目標 [25] 事業評価方式：1租税特別措置等
文部科学省	事業評価方式：7新規・拡充事業等 事業評価方式：5租税特別措置等	実績評価方式：23施策目標 [23]
厚生労働省	事業評価方式(研究開発) ：28研究開発 事業評価方式(公共事業) ：新規採択34地区 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る11政策 事業評価方式：18租税特別措置等	実績評価方式：21施策目標 [21] 総合評価方式：6政策 事業評価方式：3成果重視事業 事業評価方式：15継続事業 事業評価方式：1租税特別措置等 事業評価方式：28実施地区(再評価) 事業評価方式：573研究開発課題
農林水産省	事業評価方式(研究開発) ：7研究開発課題、1研究制度 事業評価方式(公共事業) ：108事業実施地区 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る1政策 事業評価方式：14租税特別措置等	実績評価方式：16政策 [16] 実績評価方式：2成果重視事業 事業評価方式(公共事業) ：152事業実施地区(期中) 179事業実施地区(完了後) 事業評価方式(研究開発) ：5研究開発課題 事業評価方式：22租税特別措置等 事業評価方式：1研究制度
経済産業省	事前評価方式：5政策(含29租税特別措置等) 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る4政策 事業評価方式(公共事業) ：3事業	実績評価方式：5政策 [5] 事業評価方式：1公共事業

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
国土交通省	事業評価方式（研究開発課題） ：89研究開発課題等 事業評価方式（公共事業） ：217新規採択事業等 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る21政策 事業評価方式：26租税特別措置等 事業評価方式：62新規施策等	実績評価方式：44施策目標[44] 総合評価方式：8テーマ 事業評価方式（公共事業） ：259事業（再評価等） ：74事業（事業完了後一定期間経過時） 事業評価方式（研究開発課題） ：3研究開発課題（中間） 67研究開発課題（終了時）
環境省	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る5政策 事業評価方式：8租税特別措置等	実績評価方式：34目標 [34] 事業評価方式：1租税特別措置等
原子力規制委員会	—	—
防衛省	事業評価方式：5新規事業 事業評価方式（研究開発課題） ：12新規研究開発	事業評価方式：5項目（中間段階） 16項目（事後） 実績評価方式：1成果重視事業 事業評価方式：4租税特別措置等 総合評価方式：1項目

（注） [ ] 内は、目標管理型の政策評価の実施件数（内数）である。

## イ 評価書の公表時期

### 〔「評価書の公表時期」のポイント〕

- ・ 多くの行政機関は、平成25年度予算要求等に反映させるため、予算概算要求提出期限までに評価を実施しており、平成24年度は9月7日が提出期限とされたことから、9月に多くの評価書が公表されている。
- ・ 平成25年3月の件数が最も多い要因は、厚生労働省による研究開発課題を対象とした評価（573件）が実施、公表されたことによる。
- ・ 平成25年4月及び5月の件数は、例年は年度内に公表されている公共事業の新規採択等に係る評価書が公表されたものである。

（図6、表11）

図6 評価書の公表時期

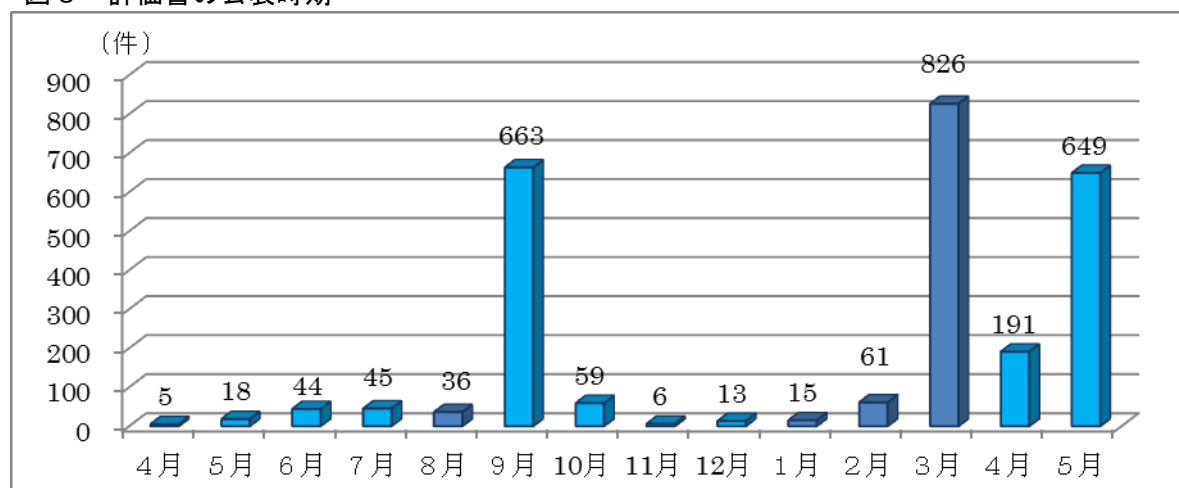


表11 評価書の公表時期

(単位：件)

行政機関名	評価 実施 件数	平成24年										25年			25年	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
内閣府	38	0	0	0	0	0	37	0	0	0	0	1	0	0	0	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	9	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	2	0	0	
国家公安委員会・ 警察庁	42	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	
金融庁	42	0	2	1	1	0	35	1	0	0	0	1	1	0	0	
消費者庁	15	0	0	0	0	0	12	0	0	1	0	0	2	0	0	
復興庁	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	38	0	0	0	0	0	35	0	0	3	0	0	0	0	0	
公害等調整委員会	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	19	0	1	0	0	0	14	4	0	0	0	0	0	0	0	
外務省	96	1	5	4	3	35	0	6	0	5	5	4	28	0	0	
財務省	32	0	0	31	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
文部科学省	35	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚生労働省	738	0	3	1	0	0	84	45	0	1	0	1	603	0	0	
農林水産省	508	3	0	0	0	0	128	0	0	0	1	7	25	0	344	
経済産業省	47	0	3	0	0	0	39	1	0	0	0	1	0	3	0	
国土交通省	870	0	1	7	12	1	156	1	6	3	9	46	135	188	305	
環境省	48	1	3	0	0	0	43	1	0	0	0	0	0	0	0	
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
防衛省	44	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	17	0	0	
計	2,631	5	18	44	45	36	663	59	6	13	15	61	826	191	649	

(注) 平成25年度予算概算要求については、「平成25年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令」(平成24年政令第220号)により、平成24年9月7日が提出期限とされた。

### (3) 政策への反映状況

#### [「政策への反映状況(事前評価)」のポイント]

- 事前評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、当初案のとおり決定(個別公共事業の採択、規制に係る法律案の提出等)されている。
- また、事前評価の結果を平成25年度予算概算要求に反映したものは226件となっている。

(表12)

表12 政策への反映状況（事前評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	研究開発課題を対象	公共事業(官庁営繕事業等を含む。)を対象	政府開発援助を対象	規制を対象	租税特別措置等を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策を対象	計
評価実施件数	148	362	65	62	139	10	67	853
政策評価の結果の政策への反映件数	148	362	65	62	139	10	67	853
概算要求への反映件数	103	30	29	0	0	9	55	226

(注) 1 平成 23 年度に評価結果が公表され、「平成 23 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したもので、平成 24 年度に更に政策への反映を行った件数は 29 件である。

2 政策評価の結果、平成 25 年度機構・定員要求に反映したものは 27 件（機構要求 6 件、定員要求 27 件）である。

【「政策への反映状況（事後評価）」のポイント】

- ・ 事後評価の結果、これまでの取組を引き続き推進しているものは670件、評価対象政策の改善・見直しを実施しているものは156件、評価対象政策を廃止、休止又は中止しているものは22件となっている。
- ・ 一般分野の政策についてみると、評価結果は、全て政策に反映しており、うち政策の見直し等を実施した割合は、37.4%（358件中134件）（平成23年度は39.4%（388件中153件））となっている。
- ・ 評価対象政策の改善・見直しを実施しているもののうち、評価対象政策の重点化等を行っているものは48件、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止を行っているものは12件となっている。
- ・ また、事後評価の結果を平成25年度予算概算要求に反映したものは326件となっている。

（図 7、表13）

図 7 政策への反映状況（一般分野の政策における反映結果別割合）

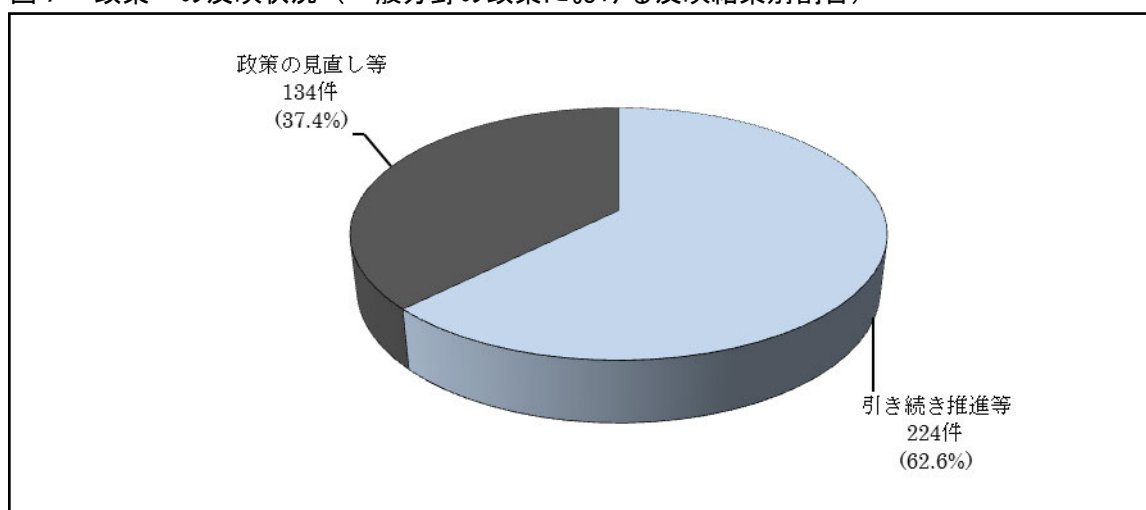




表 13 政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	現在実施されている政策を対象に評価	一般分野の政策				規制を対象に評価	租税特別措置等を対象に評価	未着手・未了の事業等（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価（事業評価方式等）	完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）	計
		行政の幅広い分野を対象に定期的に評価（実績評価方式等）	特定のテーマを対象に適期に評価（総合評価方式等）	個別の継続事業等を対象に評価（事業評価方式等）						
評価実施件数	849	358	299	37	22	7	30	454	929	1,778
政策評価の結果の政策への反映件数	849	358	299	37	22	7	30	454	929	1,778
これまでの取組を引き続き推進	670	223	182	23	18	7	30	410	—	—
評価対象政策の改善・見直しを実施	156	133	115	14	4	0	0	23	—	—
評価対象政策の重点化等	48	48	38	10	0	0	0	0	—	—
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	12	12	11	1	0	0	0	0	—	—
評価対象政策を廃止、休止又は中止	22	1	1	0	0	0	0	21	—	—
その他	1	1	1	0	0	0	0	0	—	—
概算要求への反映件数	326	306	269	21	16	0	0	20	—	—

- (注) 1 政策評価の結果、平成25年度機構・定員要求に反映したものは114件（機構要求37件、定員要求109件）である。また、「平成23年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行った件数は1件である。
- 2 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、既存事業を廃止・縮小し新規事業を創設・拡充したものの、複数事業の統合により効率化を図ったもの等である。
- 3 なお、「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部廃止、休止又は中止」の件数は一部重複がある。
- 4 「完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）」とは、今後、同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して評価結果が反映されるものを計上している。
- 5 「未着手・未了の事業等（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価（事業評価方式等）」欄には、法第7条第2項第2号の規定により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

## 2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省（行政評価局）は、前記のとおり、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
  - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うこととされている。

【前記 I - 2 - (1) - イ（3 ページ以下）参照】

### (1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関する計画を定めなければならないとされ、また法第13条第2項において、同計画で定めなければならない事項が規定されている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成24年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画は、平成24年4月策定の行政評価等プログラムにおいて、以下のような事項を定めている。

- 評価の実施に関する基本的な方針
  - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）を重点的かつ計画的に実施
  - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進
- 平成24年度から平成26年度までの3年間に実施する評価のテーマ
  - ・ 消費者取引に関する政策評価
  - ・ 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー）対策に関する政策評価
  - ・ 水資源の有効利用対策に関する政策評価
  - ・ 政府開発援助（ODA）に関する政策評価
- 平成24年度に実施する評価のテーマ
  - ・ 消費者取引に関する政策評価
  - ※ 既に実施中のもの（総合性確保評価）
    - ・ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価
    - ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価

なお、総務省は、行政評価等プログラムについて、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成25年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、平成25年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/kyotsu\\_n/gyouseihyouka\\_pg.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html))

### (2) 政策の評価の実施状況等

#### ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、平成24年度において、統一性又は総合性を確保するための評価について3テーマを実施した。

このうち、1テーマについては、評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。

また、その他の2テーマについては、評価を実施中である（平成25年3月末現在）。

なお、平成22年度から平成24年度までに評価の結果を取りまとめたテーマのうち、3テーマについては、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況の概要は表14のとおりである。

表14 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施状況及び評価の結果の政策への反映状況の概要	
評価の結果を取りまとめ、公表した1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価（平成24年4月20日勧告、公表）</li> </ul>	<p>（評価の結果及び勧告の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策については、法曹人口の拡大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消など国民の法的サービスへのアクセス改善のための基盤整備などに一定の効果あり。</li> <li>一方、司法試験の年間合格者数に係る目標値、法科大学院における教育の質の向上、法科大学院の入学定員の更なる削減、他校との統廃合等について課題があることから、改善方策を勧告した。</li> </ul>
評価を実施中の2テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価</li> <li>消費者取引に関する政策評価</li> </ul>	
評価の結果の政策への反映が図られた3テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価（平成24年4月20日勧告、公表）</li> </ul>	<p>（評価の結果の政策への反映状況の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>司法試験合格者数に関する年間数値目標については、法曹養成制度関係閣僚会議及び同会議の下に設置された法曹養成制度検討会議において検討が行われており、平成25年8月2日までに一定の結論を得ることとされている。</li> <li>法科大学院における教育の質の向上については、「法科大学院教育改善プラン」が策定・公表され、これに沿った取組が行われている。具体的には、法科大学院の入学定員の削減について、i) 平成24年度改善状況調査の対象に入学定員充足率5割未満の法科大学院等を新たに追加する、ii) 公的支援の見直しに係る指標として「入学定員の充足率」を新たに追加する等の取組が行われている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の防止等に関する政策評価（平成24年1月20日勧告、公表）</li> </ul>	<p>（評価の結果の政策への反映状況の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関等に対し、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項を示すなど、児童虐待の発生予防の取組が促進されたほか、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の実践事例集」の作成・地方公共団体への配布など、同協議会の機能強化の取組も推進された。</li> <li>全国家庭教育支援研究協議会が開催され、児童</li> </ul>

		<p>虐待予防の観点から、地域人材によるアウトリーチ支援等の取組が有効であることが再確認され、その協議内容を収録したDVDを都道府県・指定都市教育委員会へ配布するほか、平成25年度から、保護者等へ家庭教育に関する情報提供等を行う家庭教育支援員を小学校等に配置する事業が補助事業の1項目とされるなど、地方公共団体による児童虐待の発生予防の取組が促進された。</p>
	<p>・バイオマスの利活用に関する政策評価（平成23年2月15日勧告、公表）</p>	<p>（評価の結果の政策への反映状況の概要）</p> <p>○ バイオマス活用推進基本計画の目標を達成していくため、平成24年9月に関係府省が共同で「バイオマス事業化戦略」及びその工程表を策定し、この方針の下に関係府省が連携して施策を推進している。また、同基本計画の目標の達成状況を定期的に把握・点検するため、バイオマス種類ごとの利用率等を調査し公表した。今後、総合的な施策の効果等の点検を行って基本計画の中間見直しを行う。</p>

## イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、平成 24 年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表 15 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表15 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成24年度における点検活動の実施状況
<p><b>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 各行政機関が行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。</li><li>○ 対象とした政策評価は、12 行政機関に係る 163 件であり、平成 24 年 10 月 31 日に点検結果を税制調査会に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表。</li><li>○ 点検の結果、130 件の評価について課題を指摘。</li><li>○ 指摘した課題の主な内容は、以下のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問がある。</li><li>・ 租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。</li></ul></li></ul>
<p><b>【規制の事前評価の点検】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。</li><li>○ 対象とした政策評価は、10 行政機関に係る 63 件であり、平成 24 年 5 月 31 日に 24 件、7 月 31 日に 22 件、12 月 7 日に 7 件、平成 25 年 4 月 5 日に 10 件の点検結果を関係行政機関に通知し、公表。</li><li>○ 点検の結果、35 件の評価について課題を指摘。</li><li>○ 指摘した課題の主な内容は、以下のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 評価書に記載されているもの以外の要素の費用が発生又は増減することが見込まれる場合には、要素を可能な限り具体的に列挙し、説明する必要がある。</li><li>・ 費用及び便益を説明することとどまり、費用と便益の関係の分析の結果を示していない評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。</li></ul></li></ul>
<p><b>【公共事業に係る政策評価の点検】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。</li><li>○ 対象とした政策評価は、4 行政機関に係る 11 事業 94 件であり、平成 25 年 4 月 5 日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表。</li><li>○ 点検の結果、13 件の評価について、個別に課題を指摘。また、4 事業については、事業ごとに共通する課題も指摘。</li><li>○ 指摘した課題の主な内容は、以下のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個別評価に係る課題 計上する便益の算出過程に疑問がある。</li><li>・ 事業ごとに共通する課題 費用対効果分析マニュアル等の内容や運用等に疑問がある。</li></ul></li></ul>

